

事務連絡
令和5年3月30日

各地方農政局農地整備課長 殿
北海道農政部農村振興局農村設計課活性化担当課長 殿
内閣府沖縄総合事務局農村振興課長 殿

農林水産省農村振興局整備部農地資源課
多面的機能支払推進室長

多面的機能支払に係る共同活動時の安全管理について

多面的機能支払の活動組織が実施する活動については、作業時における事故の防止および第三者への安全確保に努めるよう、活動組織に対する安全管理の徹底について周知をお願いしているところである。

しかしながら、近年の活動参加者の高齢化等に伴って事故発生件数が増加傾向にあり、今年度は、草刈り中に足を滑らせてため池に転落し、助けに入った方も含めて2人が死亡する痛ましい事故も発生したところ。

今年度の事故報告を分析したところ、活動作業中の安全装備の非着用、重機操作時の安全確認不足、草刈り機等の不適切な使用、作業場所の状態確認の不備などにより事故につながっている事例が多く、作業の場面としては、ため池の法面での草刈作業や樹木の伐採などの不慣れな作業に細心の注意を払う必要がある。

4月から本交付金の共同活動が活発になってくることから、各活動組織に対し、活動中の事故防止について、別添1の「安全のしおり」のパンフレットを活用して更なる安全管理の徹底を図るとともに、会議、研修及び申請書の提出時等のあらゆる機会を通じて活動組織へ下記の内容について指導徹底を図られたい。

記

- 1 活動前には作業場所の下見をして作業環境を確認し、危険な箇所はテープで印をつけたり、作業マップ上にマーキングすること。また、参加者の年齢や作業の熟練度を考慮して、無理のない作業計画を立てること。
- 2 活動を行う前に保険に加入すること。
- 3 危険個所等の情報は参加者に注意喚起し、声かけをしながら作業すること。

- 4 転倒や草刈り機接触による事故の防止のため、ヘルメットや手袋、長靴等を着用すること。
- 5 草刈り作業の際は、事前に機械の安全な使用方法を習得すること。必要に応じて声かけなどを行い、周囲に人がいないことを確認しながら作業を行うこと。移動や刈刃に詰まった草等の除去などは、必ず草刈り機のエンジンを切り完全に刃が停止したことを確認した上で行うこと。また、水路やため池の法面における草刈り中の転倒・転落事故が最も多いため、足場には十分注意すること。
- 6 樹木の伐採は、想定外の方向に倒れる可能性があることを念頭に置き、声かけを行い周囲に人がいないか、十分確認してから行うこと。離れた場所への移動、伐採した樹木の運搬など作業を中断する際には、必ずチェーンソーのエンジンを切り完全に刃が停止したことを確認した上で行うこと。
- 7 熱中症にならないよう、水分補給や日陰での休憩をこまめにとること。

【事故発生時の対応方針】

- ① 病院で診察を受けた事故、保険適用の事故及び、新聞報道があった事故は、早急に本省まで報告してください。
- ② 死亡事故が発生した場合は、早急に本省まで事故概要を電話連絡の上、事故概要を第1報としてメールで報告（報道がある場合は関係資料を添付）、その後速やかに事故報告書（別添2）を提出してください（第1報の時点で、事故概要において不明な事項は「不明」として報告。）

【事故報告概要】

メール記載例

□ ○○県○○市 ○○活動組織

作業内容 水路の草刈

被災者 ○○歳男性 構成員

被災日時 ○年○月○日 ○時

事故状況 水路の草刈作業時、誤って側溝に転落し、右足靭帯を損傷

保険の加入 有 報道関係 ○○新聞 ○○放送 web ニュースの場合は URL

(参考資料)

農林水産省 HP では、農作業安全対策に関する各種情報を提供しています。活動中の事故発生を未然防止するためにも、組織内の研修等に活用し、安全な作業の推進に努めてください。

※農林水産省 農作業安全対策関連資料（全体情報提供ページ）

https://www.maff.go.jp/j/seisan/sien/sizai/s_kikaika/anzen/

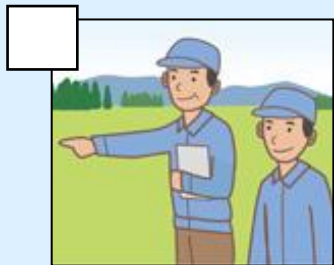


多面的機能支払交付金 共同活動の安全のしおり

共同活動前に安全確認を行い、
事故の発生を防止しましょう

安全確認チェックリスト

事前
チェック



活動場所の下見をして
作業環境を確認しましたか。



危険な箇所については、
テープ等で印を付れたり、
作業マップにマーキング
しましたか。



参加者の年齢、作業の熟練
度等を考慮して作業計画(分
担、配置等)を立てましたか。



作業者は機具等の安全な操作
方法を習得しましたか。



参加者は全員保険に入り
ましたか。



緊急連絡表は作成しまし
たか。

当日
チェック



参加者に危険な箇所の説明
をしましたか。



機具等を用いる場合、点検
は済みましたか。



緊急連絡表の掲示や携帯
はしましたか。

草刈作業中の留意点

1. 防護の徹底

- ・草刈機を使用する際は、ヘルメットや防護メガネ、手袋、長靴（または安全靴）などを着用しましょう。

2. 障害物の除去等

- ・事前に、草刈範囲の空き缶や石、木片などを取り除いておきましょう。
- ・除去できない木や障害物がある場合は、その周辺は草刈機を使用せず、鎌等で草刈りしましょう。
- ・蜂刺されを防ぐために、適切な服装や殺虫スプレーを携行し、蜂に刺された場合の対処方法を事前に確認しましょう。
- ・刈刃に石や木片があたって飛び散り窓ガラスが割れる恐れがあるので、自動車は作業場所から離れた場所に停車させましょう。

3. 草刈機の点検・整備

- ・刈刃のひび割れや欠け等がある場合には、新しい刈刃と交換しましょう。
- ・刈刃が確実に固定されていることや、飛散物保護カバーが装着されていることを確認しましょう。

4. 草刈機の安全な使用

- ・安全な使用方法を修得した作業者が行いましょう。
- ・火災の恐れがあるので、エンジンを始動する場合は、給油場所から3 m以上離れましょう。
- ・刈刃に詰まった草や異物を取り除く等作業を中断する際や移動する際にはエンジンを切り、刃の回転が止まったことを確認してからにしましょう。
- ・障害物や地面などにぶつかって起きる刈刃の跳ね（キックバック）には十分注意しましょう。
- ・安全な使用方法の修得には、「機械の安全使用に関する研修」の取組も活用してください。
- ・作業場所は事前に確認し、不安定な場所や転倒の恐れのある急斜面などでは無理な作業をしないようにしましょう。

5. 作業間隔の確保

- ・複数名で作業を行う場合は、15m以上間隔を置き、接触事故を防止しましょう。

6. 休憩の確保

- ・振動とエンジンの騒音で想像以上に疲労がたまるので、時間を区切ってこまめに休憩を入れましょう。
- ・熱中症対策のため、水分補給をこまめに行いましょう。また、必要に応じて検温を行いましょう。

7. 草刈業者への合図

- ・草刈機は騒音が大きいため、作業者に声をかける際には、鏡や笛を用いて遠くから合図をしましょう。



<作業中の服装チェック>



- ヘルメットは被りましたか？
- 長袖、長ズボンは着用しましたか？
- 手袋、長靴等は着用しましたか？
- 防護メガネは着用しましたか？

活動前日までに、現地の下見、打合せ、 緊急連絡先の確認を必ず行いましょう

- 活動中の事故を未然に防止するため、事前に活動場所の下見を複数名で行いましょう。**危険な箇所**（急傾斜地、窪地やぬかるみ、段差、電線や電話線、狭小地、急流の水路、危険物、**蜂の巣**などの危険な動植物等）のチェックを行い、危険物の除去や危険箇所をわかりやすく表示しましょう。
- 参加者の年齢、体力、作業の熟練度等や当日の健康状態を確認し、適切な作業分担・配置を行うとともに、**無理のない作業計画**を立てましょう。
- 作業前には事前に体調チェックを行いましょう。
- 緊急時に備え、**緊急連絡表**を作成し、全員で確認しておきましょう。

- 緊急連絡先の確認
 - ・ 最寄りの医療機関（複数）
 - ・ ご家族の連絡先
 - ・ 保険会社
 - ・ 市町村

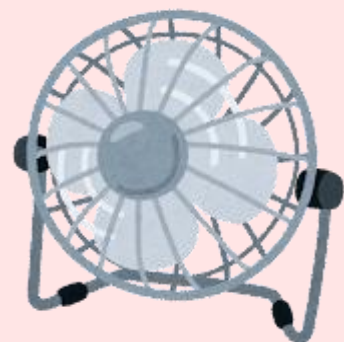


活動を行う前に、必ず保険に入りましょう

- 共同活動を行う際には、必ず**保険**に入りましょう。近隣の保険会社に相談してみましよう。
- 活動日の1～2週間前までに手続きが必要なので、早めに参加者を決めるようにしましよう。
- 1日あたり数十円～数百円のものまで様々な保険があります。保険料は、多面的機能支払交付金による支援の対象になります。

活動に当たっては、参加者一人一人が事故防止の意識を持つことが大切です

- 活動当日は、事前にチェックした危険箇所等の情報を参加者全員に周知し、**注意喚起**を行いましよう。
- **声かけ**をしましよう。
- 緊急連絡表を見やすい場所に掲示したり、通報担当者が携帯するようになしましよう。
- **熱中症**には十分注意しましよう。
 - ・ 日陰を確保し、こまめに水分補給や休憩をとりましよう。
 - ・ 保冷剤、氷、冷たいタオルなどを使って体を冷やしましよう。
 - ・ テントや扇風機などの暑さ対策グッズも活用しましよう。
 - ・ 手足のしびれやめまい、吐き気など、万が一熱中症が疑われる症状がみられた場合はすぐに作業を中断し、涼しい場所へ避難しましよう。
 - ・ 意識がない場合や症状が良くなる場合、すぐに病院で手当てを受けましよう。



- 万が一事故が起きた場合は**市町村に速やかに報告**しましよう。

■ 事故の傾向（令和4年度の発生状況）

交付金における共同活動においては、令和4年度（令和4年4月から令和5年2月まで）に150件の事故が報告されています。

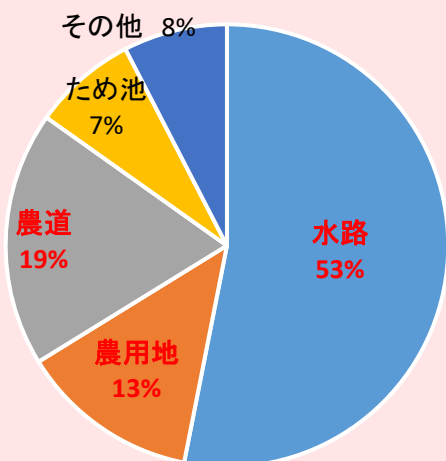
事故の発生場所としては、水路（53%）が最も多く、農道（19%）、農用地（13%）の順に多くなっており、この3つで80%を超えています。

事故が発生した活動としては、草刈り（68%）が極めて多く、約70%を占めております。

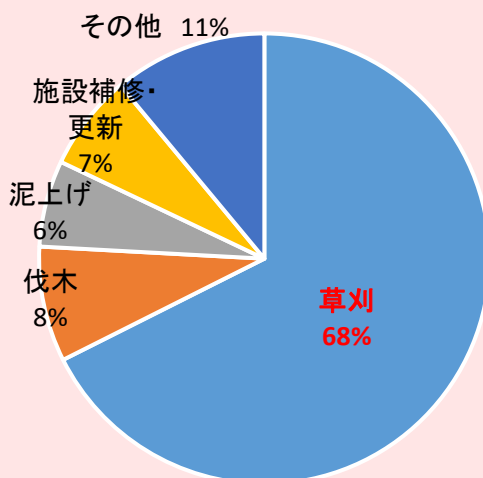
事故の原因としては、転倒・転落（45%）が最も多く、草刈機等との接触（22%）が次いで多くなっており、この2つで70%を超えています。

事故による怪我等の状況としては、創傷（35%）及び骨折（23%）で過半数を占めています。

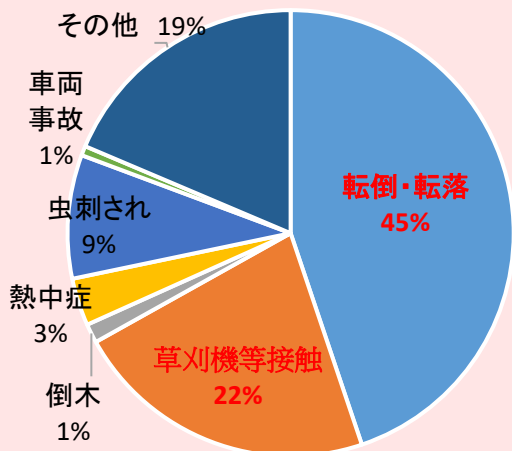
【事故の発生場所の内訳】



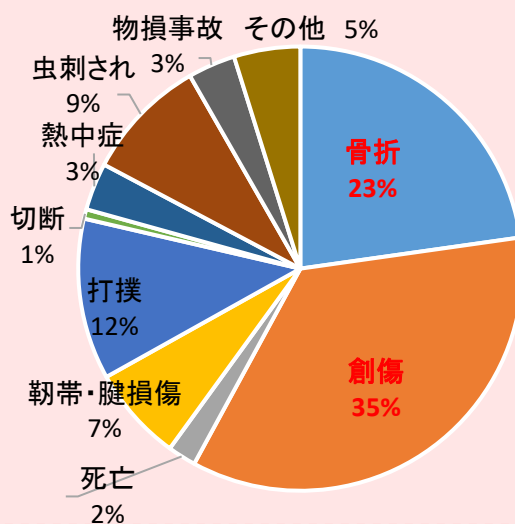
【事故発生時の活動の内訳】



【事故原因の内訳】



【事故による怪我等の状況の内訳】



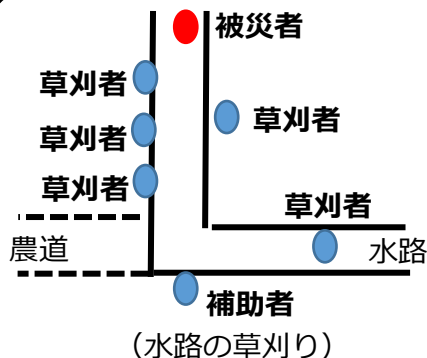
活動中の事故の多くは、主に**水路での草刈り作業**で**転倒・転落**、**草刈機等との接触**により多く発生しています

■ 事故の例



(水路の草刈り)

- ・活動項目：水路の草刈り
- ・作業内容：水路周りの草刈り作業
- ・事故概要：10人で水路の草刈り作業中、傾斜のある法面の草刈り作業者が足を滑らせ、約2mの高さから側溝に誤って転落した。
- ・被災状況：骨折（左足）
- ・発生原因：作業場所の安全確認不足や周囲の声かけ不足。



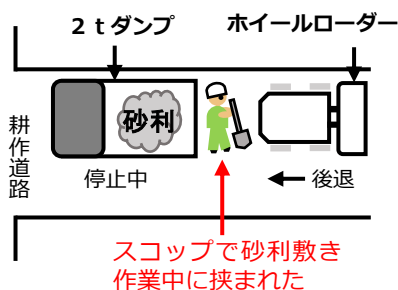
(水路の草刈り)

- ・活動項目：水路の草刈り
- ・作業内容：水路周りの草刈り作業
- ・事故概要：7人で水路の草刈り作業中、本人の操作の誤りにより、草刈機が左膝の裏に接触。
- ・被災状況：死亡（失血死）
- ・発生原因：防護服やヘルメットの非着用。危険箇所の確認や周囲の声かけ不足。



(ため池堤体の急傾斜)

- ・活動項目：ため池の草刈り
- ・作業内容：ため池の草刈り作業
- ・事故概要：14人でため池の草刈り作業中、1人が誤ってため池に転落。その後、救助を試みたもう1人も誤ってため池に転落。
- ・被災状況：死亡（溺死）※2人とも
- ・発生原因：安全な作業方法の周知不足。危険箇所の確認や周囲の声かけ不足。



(路面の維持)

- ・活動項目：路面の維持
- ・作業内容：砂利敷き作業
- ・事故概要：スコップでの砂利撒き出し作業中、後退してきた小型特殊自動車ホイールローダーと停止中の2tダンプトラックとの間に挟まれた。
- ・被災状況：死亡（内臓損傷）
- ・発生原因：安全な作業方法の周知不足。組織内での安全管理に係る取り決めの周知不足。

農作業等の安全対策の留意点等を詳細に解説した「農作業安全のための指針」や事故防止の取組事例等の農作業安全に関する情報は、農林水産省のホームページでご覧になれます。

http://www.maff.go.jp/j/seisan/sien/sizai/s_kikaika/anzen/

◎お問い合わせは、各都道府県推進組織又は地方農政局農村振興部農地整備課へお願いいたします。

※本交付金は農林水産省の補助事業です。

令和〇〇年〇月〇〇日

事故報告書

〇〇農政局農村振興部農地整備課長 殿

〇〇県〇〇課長

県内の〇〇市の多面的機能支払交付金対象組織において事故が発生しましたので、下記のとおり報告します。

記

- 組織名 〇〇活動組織（活動期間：平成〇〇年～令和〇〇）
- 組織所在地 〇〇県〇〇市〇〇
- 対象施設 水路（施設管理者： ）
- 活動内容 草刈
- 被災者 〇〇 〇〇（性別 男）〇〇歳 構成員
- 被災場所 〇〇県〇〇市〇〇（活動区域内）
- 被災日時 令和〇年〇月〇〇日（土）午前〇時〇〇分頃
- 保険加入 有
- 事故の状況
 - 水路の草刈作業時、誤って側溝に転落し、右足靭帯を損傷した。
 - 事故後、自家用車で病院に向かい診断を受け、全治1ヶ月の診断。
 - 治療は組織が加入している保険で対応。（※ 被災要因、受傷部位、受傷程度、入院・通院の別、全治期間等が分かるように記載。）
- 事故後の措置状況等【救急車要請】 無

- 【警察署】 届出無
【請負者】 無
【マスコミ取材、新聞掲載、テレビ報道等】 無

11 事故後の対応等

【事故の発生要因】

- ・ 事前の作業場所の危険箇所の確認及び作業時の周囲の状況確認を行わずに作業を行ったため。

【事故後の組織の対応】

- ・ 責任者は事前に作業場所の下見を行い作業環境の確認を行い作業者に周知する。
- ・ 作業者は周囲の状況を十分に確認しながら作業を行う。

【事故後の県（又は推進組織）及び市町村の対応】

（市の対応）

本事故の発生を受け、市内全組織に対し、以下内容の注意喚起文書を発出。

- ・ ○○すること。
- ・ ○○すること。

（県（又は推進組織）の対応）

- ・ 本事故の発生を受け、令和○○年○月○○日付け事務連絡により、市町村を通じて活動組織に注意喚起を行った。
- ・ 今後も活動組織向けの会議等の場を活用して注意喚起を行う予定。

12 その他

- ・ ○○○。（必要に応じて記載）